破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１７９号
群馬県高崎市鼻高町34番地13　とまとＢ203号、破産手続開始決定時の住所群馬県高崎市金古町1586番地81
破産者　池田　修己
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２４１号
群馬県高崎市倉渕町三ノ倉4152番地２
破産者　清水　和雄
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２号
群馬県安中市安中５丁目20番20号
破産者　宮前　　勇
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第４９号
群馬県高崎市吉井町本郷126番地２
破産者　小山田　勇
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第６２号
埼玉県所沢市大字上安松1322番地の４　イーストハイム101
破産者　篠原　弘保
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７４号
埼玉県入間郡三芳町大字上富1552番地17
破産者　柴田せい子
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第９５号
埼玉県飯能市大字前ヶ貫275番地９
破産者　高橋　正晴
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０８号
埼玉県狭山市大字北入曽536番地の９
破産者　石田　泰友
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２５３号
埼玉県熊谷市末広３丁目１番12号
破産者　荻原　邦雄
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第４号
長野県千曲市大字杭瀬下1051番地１
破産者　池田　健児
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第７５２号
北九州市小倉南区長行西１丁目１番11―２号
破産者　山田　美香
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１５８０号
札幌市白石区菊水元町５条２丁目２番１号　ＵＣドミール52―403号
破産者　佐々木浩之
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７３号
札幌市豊平区旭町３丁目５番５―803号
破産者　大友　晴彦
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５４号
岩手県奥州市江刺区館山３番13号
破産者　及川　榮吉
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第６号
仙台市宮城野区原町５丁目３番４号　峯岸アパート101、従前の住所仙台市太白区泉崎２丁目21番12号　セジュールアステル105
破産者　慶野　淑子
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１３６号
山形市馬見ケ崎３丁目18番18号　カーム・ヴィラ　103号、開始決定時の住所山形市馬見ケ崎３丁目21番17―102号　サーパス馬見ケ崎
破産者　海野　　新
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９３号
山形市桧町３丁目１番37―501号　プロシードエンジュ、前住所山形市馬見ケ崎３丁目21番17―102号　サーパス馬見ケ崎
破産者　秋野　妙子（旧姓海野）
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４号
福島県相馬市赤木字一里壇126番地の４
破産者　佐藤　勝一
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２９年（フ）第７号
長野市青木島町綱島719番地25　サープラスコヤマ103
破産者　平野　博英
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３７２号
愛知県みよし市三好町東荒田48番地１
破産者　鈴木　計夫
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部